

⑮「らい予防法」違憲国家賠償訴訟勝訴記念の碑 2002年4月



1998年7月、熊本地裁でハンセン病元患者たちによる国家賠償訴訟が起こされました。原告は90年に及ぶ強制隔離政策によって受けた人権侵害に対し、国(行政)・国会(立法)・裁判所(司法)の三権を相手どり、責任の明確化と人間の尊厳の回復を求めました。3年後の2001年5月11日熊本地裁が下した判決は、原告の全面勝訴でした。国の隔離政策を断罪し、国会の不作為まで問うものでした。原告勝訴の翌年、光明園の入所者有志によって、この碑が建立されました。